

開

奈良市新斎苑

用地取得「問題あり」

監査請求の市民ら集会

奈良市が同市横井町の山林を進めようとしている新斎苑(火葬場)整備に対し、用地取得に問題があるとして監査請求した請求人の市民や弁護士らの2回目の「市民集会」が3日、同市中筋町の奈良弁護士会館であり、約20人が出席した。請求人らは損害賠償訴訟を見据え、「税金の無駄遣いは断じて許されない。国の補助があるとしても事業の原資はわれわれの税。納得できない出費は市長に弁償してもらう」との考え方を広めていくべき」といった意見が出た。



新斎苑整備をめぐる状況を
確認する住民監査の請求
人ら3日、奈良市中筋
町の奈良弁護士会館

請求人の代理人を務める石川量堂、山下真、今治周平の3弁護士が出席した。石川弁護士は「住民監査請求の手続きと今後について」分かりやすく説明。「火葬場は古く、建て替える必要はあるが、特に用地買収に関して問題がある」と指摘した。

また論点として、①土地の購入価格が不動産鑑定評価額の3・14倍、②3・4倍で、法令違反の可能性がある③不十分な土地の追加購入で総面積11倍となり、災害防備で伐採や土地の形質変更が制限される保安林も含まれている上、事業計画も決まっていない④産廃の処理費用も市が負担しようとしており、内容によっては負担増となる

危険性をほらむーと解説。

「市ではかつて旧土地開発公社による不要土地の購入があり、多額の損失を生んだにも関わらず、同じことが繰り返されようとしていると思わざるを得ない。市の体質は変わっていないのではないかと主張。」「計画地の近くにも3・8倍の塩漬け土地があるのに、明確に検討された

形跡がない。しゃにむに当該地購入に突っ走った実状が見える」と語った。さらに、アクセス道路の橋梁(きょうりょう)設置など経費もかかることから「総合的に考えて用地選定すべきでなかった」とした。このほか市議会の植村佳史氏(無所属)や、三橋和史氏(日本維新の会)が用地買収の経緯や市議会の動き、また保安林の問題などを説明した。